

第三次川越市保健医療計画の概要

1 策定方針(令和2年10月13日市長決裁)

(1)策定の目的

<p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成15年4月の中核市移行を契機として、本市の保健医療の在り方とその実現のための方向性を明らかにすることを目的として策定することとしたものであること。 ○法律等の定めのない任意の計画であること。(総合計画を上位計画とする) ○第二次計画が令和2年度をもって期間満了を迎えることから、令和3年度以降の計画を策定すること。
--

計画	計画期間
第一次計画	平成18年度～平成27年度
第二次計画	平成28年度～令和2年度
第三次計画	令和3年度～

(2)策定に当たった考え方

<p>《ポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の役割の範囲で推進を図る計画とすること。 ○可能な限り客観的・定量的な目標を定めること。 ○予算や組織との整合を図ること。 ○PDCAサイクルを取り入れた推進体制を構築すること。
--

(3)策定体制

○川越市医療問題協議会のご意見を反映して策定すること。

(4)スケジュール

○令和2年度中の策定を目指すこと。

2 第三次川越市保健医療計画 骨子案

章	節	考え方
第1章 計画の基本的な考え方	1 計画策定の趣旨	・第四次川越市総合計画の「福祉・保健・医療」の分野の方向性として掲げられている「住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち」の実現を目指し、計画的に進めるために策定するものです。
	2 計画の期間	・本計画は、第四次川越市総合計画の実現を目指すために策定するとの趣旨を踏まえ、第四次川越市総合計画基本計画にあわせ、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。
	3 計画の位置付け	・本計画は、法に定めのある計画ではないため、第四次川越市総合計画を上位計画とし、本市の保健医療分野にかかる取組の具体的な推進を図る個別計画として位置付けます。
	4 計画の前提となる社会状況	・第四次川越市総合計画基本計画の「後期基本計画の前提となる社会状況」から、保健医療分野に大きく関わる状況を抽出し、本計画の前提となる社会状況としました。

章	節	考え方
第2章 川越市の現状	1 人口構造	・保健医療分野に影響のある少子高齢化の状況等を明らかにするため、人口構造の変化を捉えます。 ・特に、今後の保健・医療体制や社会保障制度に大きな影響をもたらす2025年や2040年における本市の高齢者の状況を把握します。
	2 人口動態	・保健医療分野に影響のある少子高齢化の状況等を明らかにするため、人口動態の変化を捉えます。 ・今後の保健・医療体制や社会保障制度に大きな影響をもたらす人口減少の要因や死因を把握します。
	3 健康寿命	・今後、人生100年時代を迎えるといわれており、本市における寿命の傾向を明らかにします。
	4 受療状況	・今後の医療体制に影響のある受療率を明らかにします。今後高齢化が進むことを踏まえ、年齢別の受療状況を把握します。
	5 医療施設	・本市における医療施設や医療従事者の状況を、国や県との比較の中から明らかにします。 ・また、県が法に基づき進めている地域医療構想の状況を確認します。
	6 医療費	・年齢が高くなるほど医療費がかかる状況を踏まえ、人口1人当たりの医療費の今後の傾向を把握します。
	7 医療圏	・県が医療法に基づいて定める医療圏について確認します。
	8 本市の財政状況	・中期財政計画から、本計画期間における財政見通しを踏まえ、今後の保健医療を取り巻く財政状況を把握します。
	9 市民意識の状況	・保健医療に関する市民意識の状況を、市民満足度調査及び医療に関する意識調査から確認します。
第3章 第二次計画の達成状況		・二次計画の達成状況を確認し、達成度が低く、今後も取り組むべき課題を明らかにします。
第4章 基本構想	1 基本理念	・第四次川越市総合計画を上位計画とし、総合計画の具体的な推進を図る個別計画とする位置付けとすることから、目指すべき基本理念は、総合計画の分野別方向性を位置付けます。
	2 基本目標	・第四次川越市総合計画の分野別方向性を達成するために必要な目標であることから、第四次川越市総合計画の基本計画の施策を基本として位置付けます。
	3 計画の体系	・基本目標を達成するために必要な取組を体系化し、予算や組織との整合に配慮して整理しました。 ・組織については、「保健衛生の充実」は保健所、「健康づくりの推進」は総合保健センター、「医療体制の充実」は本庁、「社会保障の適正運営」は特別会計を基本とし、各施策の取組主体ができるだけ1つの課で進められるように整理します。 ・各施策に全ての予算事業を関連づけて、施策と関連する予算との関係性を明らかにします。
第5章 施策の推進		・各施策に関連する予算事業、事務事業を整理し、本市が取り組んでいる事務を見開き2ページで整理する予定です。
第6章 計画の推進体制と進行管理		・毎年度、施策単位で進行管理を行う予定です。 ・行政改革推進課が行っている事務事業評価を活用し、施策を構成する事務事業評価と、予算の執行状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策評価を行い、その結果を医療問題協議会でご意見をいただきます。 ・評価の結果を翌年度の計画や予算につなげるように努め、PDCAサイクルによる効果的な計画推進を図ります。

※第1回会議では第1章～第4章を検討。第2回会議(12月開催予定)では第5章～第6章を検討